

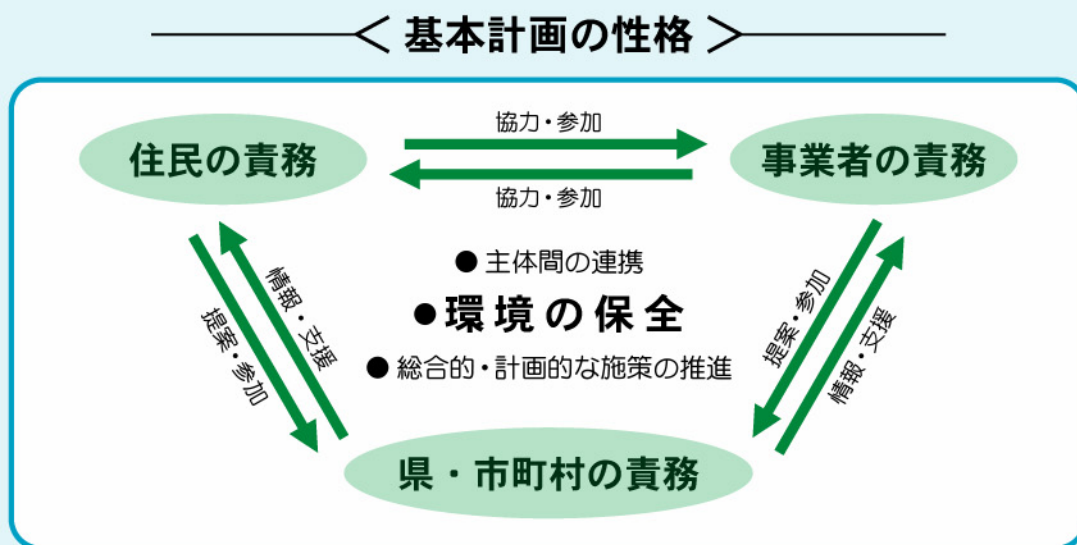
三重県環境基本計画(改定)の概要

第1章 計画改定の考え方

県では平成9年6月に「三重県環境基本計画」を策定し、各種の環境保全施策を進めてきました。しかし、計画策定後7年が経過した今日の状況を見ると、地球温暖化の進行や循環型社会形成への取組など、環境問題を取り巻く状況は大きく変化してきています。また、環境施策を進めるうえで県民の積極的な役割がますます重要となっています。

このような状況を踏まえ、三重県環境基本条例の基本理念である「県民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくこと」の実現に向け、現行計画の見直しを行い、新たな三重県環境基本計画（以下「基本計画」といいます。）を策定します。

基本計画の目標年度は平成22(2010)年度としています。



第2章 計画の基本目標

基本計画では、三重県環境基本条例の基本理念を受けて、次の4項目を基本目標として設定しています。

- I : 環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築
- II : 人と自然が共にある環境の保全
- III : やすらぎと潤いのある快適な環境の創造
- IV : 自主・協働による環境保全活動の促進

第3章 目標達成に向けた施策の推進

＜施策の体系＞

基本理念

基本目標の区分

施策分野

施策区分

良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していく
県民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない

I 環境への負荷が
少ない資源循環
型社会の構築

(1) 資源循環の推進	ア 廃棄物の発生抑制と再利用・再生利用の推進 イ 廃棄物の適正処理の推進 ウ 不法投棄等の不適正処理の未然防止・是正措置
(2) 地球温暖化の防止	ア 温室効果ガス削減対策の推進 イ エネルギーの適正利用の推進 ウ 新エネルギーの導入促進
(3) 大気環境の保全	ア 大気汚染の防止 イ 自動車環境対策の推進 ウ 騒音・振動の防止 エ 悪臭の防止
(4) 水環境の保全	ア 水質汚濁の防止 イ 生活排水対策の推進 ウ 水循環・浄化機能の確保と水資源の適正利用
(5) 化学物質に起因する環境 リスク対策の推進	ア 有害化学物質対策の推進 イ 化学物質の適正管理の推進 ウ 地下水・土壌汚染対策の推進

II 人と自然が共に
ある環境の保全

(1) 多様な自然環境の保全	ア すぐれた自然の保全 イ 里地里山等の保全 ウ 水辺環境の保全
(2) 生物の多様性の確保	ア 貴重・希少な野生動植物の保護 イ 地域の生態系の保全
(3) 自然とのふれあいの確保	ア 自然公園等の整備・活用 イ 森林・水辺等の保全・活用
(4) 森林・農地・沿岸海域の 環境の保全	ア 森林環境の保全 イ 農地環境の保全 ウ 沿岸海域環境の保全

III やすらぎとうる
おいのある快適
な環境の創造

(1) 身近な自然環境の保全・ 再生	ア 身近な緑の保全・創出 イ 身近な水辺・海辺の保全・再生 ウ 身近な野生動植物の生息・生育地の保全・再生
(2) 良好な景観の形成	ア 都市景観の保全・創出 イ 農山漁村景観の保全・復元 ウ 良好な郷土景観の形成
(3) 歴史的・文化的環境の保 全	ア 文化財等の保護・活用 イ 歴史的・文化的景観の保全・活用

IV 自主・協働によ
る環境保全活動
の促進

(1) 環境経営の推進	ア 県における環境経営の推進 イ 市町村における環境経営の促進 ウ 事業者における環境経営の促進
(2) 環境教育・環境学習の推 進	ア 環境教育・環境学習の拠点施設の活用 イ 環境教育・環境学習の充実
(3) 地域における環境保全活 動の促進	ア 地域における自主的な環境保全活動の促進 イ 各主体の連携による環境保全活動の促進
(4) 国際的な環境保全活動へ の協力・貢献	ア 国際的な環境協力・貢献の推進

共通施策

(1) 環境保全の総合的取組み の推進	ア 基盤的施策の推進 イ 環境汚染等の未然防止 ウ 健康被害の救済・予防 エ 公害紛争への対応
(2) 監視・観測等の体制の整 備及び環境情報の提供	ア 監視・観測等の体制の整備 イ 環境情報の整備・提供
(3) 環境保全に関する調査研 究等の推進	ア 環境汚染の防止・自然環境の保全等に関する 調査研究 イ 地球的規模の環境保全に関する調査研究

＜ 数 値 目 標 ＞

施策分野	目標項目	現状値	目標値 (2010年度)	
基本 目標 I	(1) 資源循環の推進	廃棄物の最終処分量	454千t	265千t
	(2) 地球温暖化の防止	二酸化炭素排出量（炭素換算）	7,505千t	6,049千t
	(3) 大気環境の保全	大気汚染に係る環境基準達成局率	66%	100%
	(4) 水環境の保全	水浴びや水遊びができる水質の河川の割合	72%	93%
	(5) 化学物質に起因する環境リスク対策の推進	有害化学物質に係る環境基準達成地点率	98%	100%
基本 目標 II	(1) 多様な自然環境の保全	多様な自然環境の保全面積	50,013ha	56,800ha
	(2) 生物の多様性の確保	県指定希少野生動植物種保全率	—	100%
	(3) 自然とのふれあいの確保	自然とのふれあいの場の満足度	60点	67点
	(4) 森林・農地・沿岸海域の環境の保全	公益的機能発揮のための森林・農地・沿岸海域の整備面積	12,900ha	122,500ha
基本 目標 III	(1) 身近な自然環境の保全・再生	都市計画区域内人口1人あたりの都市公園面積	7.71㎡	9.26㎡
	(2) 良好な景観の形式	景観制度策定数	10件	18件
	(3) 歴史的・文化的環境の保全	文化財の指定・登録件数	809件	890件
基本 目標 IV	(1) 環境経営の推進	環境経営実践事業所数	754事業所	1,440事業所
	(2) 環境教育・環境学習の推進	環境学習参加者数	64万人	100万人
	(3) 地域における環境保全活動の推進	環境保全活動参加者数	8.5万人	35万人
	(4) 国際的な環境保全活動への協力・貢献	環境保全技術移転等研修の満足度	57点	80点

〔注〕現状値は2002年度値（ただし、廃棄物の最終処分量は2001年度値、二酸化炭素排出量は2000年度値）



基本目標Ⅰを達成するための主要施策

(1) 資源循環の推進

- 廃棄物の減量化、再資源化の推進と「ごみゼロ社会」実現に向けた取組
- 「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づくリサイクル製品の利用促進
- 廃棄物の監視・指導の強化と不法投棄等の迅速な処理体制の構築
- 過去の不法投棄等による生活環境保全上の支障の除去 など

(2) 地球温暖化の防止

- 「地球温暖化防止活動推進センター」及び「地球温暖化対策地域協議会」の設置
- 県の率先取組と市町村の地球温暖化対策実行計画の策定
- 太陽光等の新エネルギーやバイオマスエネルギーの利用の促進 など

(3) 大気環境の保全

- 大気環境の常時監視とばい煙等の排出抑制
- 低公害車の導入促進や、自動車の効率的利用に向けた取組の促進
- 自動車NO_x・PM法に基づく国道23号等の自動車排出ガス対策 など

(4) 水環境の保全

- 環境基準の類型指定の見直しや伊勢湾総量規制の推進
- 生活排水処理施設の計画的な整備や合併処理浄化槽等の重点的な整備
- 有用微生物群を利用した水質浄化対策への取組 など

(5) 化学物質に起因する環境リスク対策の推進

- ダイオキシン類の発生源施設等の監視と排出規制
- PRTR法に基づく化学物質の適正な管理の促進
- 汚染原因の究明調査と土壤汚染対策法に基づく対策 など

基本目標Ⅱを達成するための主要施策

(1) 多様な自然環境の保全

- 三重県自然環境保全地域の指定や県立自然公園に係る公園計画の策定
- 里地里山保全活動を行う団体の支援
- 多自然型川づくりや湖沼、海岸等の良好な自然環境の保全と再生 など

(2) 生物の多様性の確保

- 「三重県版レッドデータブック」の作成と希少な野生動植物等のモニタリング
- 文化財保護法や三重県自然環境保全条例に基づく希少動植物種の保護
- 移入種による悪影響の低減と未然防止 など

(3) 自然とのふれあいの確保

- 自然公園利用施設などの施設整備、維持管理
- 三重県民の森、上野森林公園、北勢中央公園などの整備と活用
- 多様な形態の森林の整備と良好な水辺空間の保全・整備 など

(4) 森林・農地・沿岸海域の環境の保全

- 環境林の公費による森林管理と林業生産活動を通じた森林の保全・育成
- 多様な担い手による中山間地域の農林地等の管理
- 藻場や干潟の適正な保全と復元 など

基本目標Ⅲを達成するための主要施策

(1) 身近な自然環境の保全・再生

- 都市地域における緑地の保全・創出と都市公園の整備
- 風致地区や緑地保全地区制度を活用した市街地における緑の保全
- 多自然型川づくりや農業用ため池・海岸等での浸水空間の整備 など

(2) 良好な景観の形成

- 広告禁止地区の指定や屋外広告物沿道景観地区の指定拡大
- 農山漁村景観を構成してきた建造物などの保全
- 市町村における景観計画の策定等の促進 など

(3) 歴史的・文化的環境の保全

- 各種文化財などの実態調査と保護及び活用
- 歴史的・文化的遺産を保全・活用した風情あるまちづくりの促進
- 熊野古道の保存と東紀州地域の活性化への活用 など

基本目標Ⅳを達成するための主要施策

(1) 環境経営の推進

- ISO 14001に基づく、県自らの環境保全活動への取組
- 市町村・県における先進的な取組情報の共有、広域的な取組の促進
- 中小企業等の環境マネジメントシステム導入等の支援 など

(2) 環境教育・環境学習の推進

- 環境学習情報センターの充実と活用
- 「三重県環境教育基本方針」の見直し
- 指導者の育成や実践活動等を通じた環境教育等の促進 など

(3) 地域における環境保全活動の促進

- 「三重の21世紀環境創造活動支援基金」を活用したNPO等の環境保全活動の支援
- 県内で環境保全活動を行う団体の協力と連携の促進 など

(4) 国際的な環境保全活動への協力・貢献

- 開発途上地域の研修生の受入や環境保全の専門家の派遣
- 地球環境問題に関する調査研究とその成果の技術移転 など

総合的・重点的施策の基本的方向

(1) 廃棄物のない循環型社会の構築「ごみゼロ社会づくり」

「『ごみゼロ社会』実現に向けた基本方針」(平成15年11月)に基づき、市町村と連携しつつ、県民の協力と協働のもとで、ごみの分別や堆肥化などの再資源化の徹底や、そのための基盤づくりの促進などに努めていきます。

- ◆ 循環型社会に向けた総合的な取組
- ◆ 循環型社会に向けた安全・安心の確保

(2) 自動車環境対策の推進「環境にやさしい車社会づくり」

自動車単体対策や自動車利用効率化対策などの各種施策を総合的・計画的に進めるとともに、自動車NOx・PM法に基づき、北勢地域の国道23号などにおける対策を進めます。

- ◆ 自動車単体対策
- ◆ 沿道環境の整備
- ◆ 道路・交通流対策
- ◆ 自動車利用効率化対策
- ◆ 普及啓発

(3) 伊勢湾の再生「美しく豊かな海づくり」

伊勢湾域の水質の改善、自然環境の保全、良好な港湾・漁港環境の創出や、伊勢湾岸地域の暮らしや産業、文化なども視野に入れた施策を総合的に進め、伊勢湾の再生をめざします。

- ◆ 水質の改善
- ◆ 良好な港湾・漁港環境の創出
- ◆ 自然環境の保全
- ◆ 参加・協働による海づくり

(4) 流域環境づくりの推進「清らかで豊かな川づくり」

主要な河川の流域を基本として、水質の保全や自然環境の保全等を行う施策を総合的に推進するとともに、流域の住民・団体や事業者と行政が一体となった取組みを進めます

- ◆ 水質の保全
- ◆ 快適な環境の保全
- ◆ 自然環境の保全
- ◆ 自主的な環境保全活動の推進

(5) 多様な野生動植物の保全『生き物と共にあるみえづくり』

森林・樹林地等の緑や水辺・湿地等の野生生物の生育・生息空間を体系的に保全し、地域の多様な野生動植物とその生息・生育地の保全に努めます。

- ◆ 自然環境調査の実施と情報の整備
- ◆ 野生動植物の生息・生育地の保全
- ◆ 希少な野生動植物等の保護
- ◆ 県民の参加による野生生物の保全

(6) 多様な森林整備の推進『生き生きとした豊かな森林づくり』

森林の保全・整備、持続可能な森林経営の確立、住民参加による森林づくり等の施策を総合的に進めることにより、生き生きとした豊かな森林づくりを進めます。

- ◆ 森林の保全・整備
- ◆ 持続可能な森林経営の確立
- ◆ 県民参加による森林づくり

(7) 快適な都市環境の形成『環境にやさしいまちづくり』

都市及びその周辺地域において、失われた自然を積極的に復元するとともに、省資源・省エネルギーの推進、都市公園等の整備、都市景観の形成などを進めます。

- ◆ 資源・エネルギー消費の少ない循環型都市の形成
- ◆ 調和のある都市環境の形成
- ◆ 自然と共生した都市の形成
- ◆ 県民参加によるまちづくり

(8) 地球環境の保全と国際協力『人類が共にある社会づくり』

三重県におけるあらゆる活動に伴う環境への負荷の軽減を図るとともに、国等との連携のもとに積極的な国際協力を行うなど、地域での着実な地球環境保全への取組を進めます。

- ◆ 地球温暖化防止など地球環境問題に係る負荷の低減
- ◆ 県民の自主的な環境保全活動の促進
- ◆ 国際協力の推進



第4章 環境配慮の方向

1 主体別環境配慮の方向

(1) 県〔市町村〕

環境保全の施策を実施するとともに、事業者・消費者としての立場から、環境の保全に関する行動を率先して実行します。

(2) 事業者

法令に規定された事項を遵守するほか、ISO14001など環境マネジメントシステムの導入に努めるとともに、環境保全に配慮した事業活動の積極的な展開などが期待されます。

具体的な環境配慮の方向として、オフィスでの事務活動など7つの事業活動形態における方向を示しています。

(3) 住民

環境に関する知識と理解を深め、それを実践していくことが期待されます。また、地域の団体が行う環境保全活動に積極的に参加することなどが期待されます。

具体的な環境配慮の方向として、4つの基本目標に即した方向を示しています。

2 地域特性別環境配慮の方向

開発事業の実施においては、それぞれの地域の特性に応じて、環境と共生する土地利用を進めていく必要があります。このため、山地地域、平地・丘陵地域、市街地地域、沿岸地域の4つの区分ごとに、開発事業等の実施における環境配慮の方向を示しています。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

県は、三重県環境保全推進委員会において関係部局等との緊密な連携と調整を行います。また、中期的な推進計画（アクションプラン）により具体的な施策を展開します。

2 計画の進行管理

数値目標の毎年度の進捗状況を把握し、毎年度「環境白書」として取りまとめ、公表します。

三重県環境森林部環境森林総務室

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

TEL 059-224-2314

FAX 059-224-3024

Email : kankyo@pref.mie.jp

R100



このパンフレットは、古紙配合率100%の再生紙と、環境にやさしい大豆油インクを使用しています。